

松山市終身建物賃貸借事業認可等に関する要綱

制定 平成26年12月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、終身建物賃貸借事業認可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業認可申請)

第2条 法第53条第1項の規定により事業の認可を受けようとする者は、省令第32条第1項に規定する事業認可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業認可申請書には、省令第32条第2項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の抄本又は謄本（認可を申請しようとする者が個人である場合に限る。）
- (2) 終身建物賃貸借事業加齢対応構造等の基準チェックリスト
- (3) 各住戸の専用面積を示す求積図及び求積表
- (4) 入居に係る契約約款
- (5) その他市長が必要と認める書類

(認可等の通知)

第3条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けた場合において、法第54条の規定により事業の認可をしたときは、事業認可通知書(様式第1号)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けた場合において、事業の認可をすることができないときは、事業認可ができない旨の通知書(様式第2号)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(事業変更の認可申請等)

第4条 法第56条第1項の規定により事業の変更の認可を受けようとする者は、事業変更認可申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、法第56条第2項において準用する法第54条の規定により事業の変更の認可をしたときは、事業変更認可通知書(様

式第4号)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合において、事業の変更の認可をすることができないときは、事業変更の認可ができない旨の通知書(様式第5号)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

4 事業の認可を受けた者(以下「認可事業者」という。)は、省令第38条に規定する軽微な変更をしようとするときは、事業の軽微な変更の届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(認可事業者による終身建物賃貸借の解約の申入れ)

第5条 法第58条第1項の規定により市長の承認を受けようとする者は、終身建物賃貸借の解約申入承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、解約を申し入れる事由を証する書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合において、法第58条第1項の承認をしたときは、終身建物賃貸借の解約申入承認通知書(様式第8号)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合において、法第58条第1項の承認をすることができないときは、終身建物賃貸借の解約の申入れの承認ができない旨の通知書(様式第9号)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(地位の承継)

第6条 法第67条第2項の規定により地位の承継を届け出ようとする者は、地位の承継の届出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 一般承継人が法人の場合

ア 土地の登記事項証明書(手続完了分)及び市長が必要と認める場合は土地に関する地上権、借地権又は使用貸借による権利を有する者であることを証する書類

イ 建物の登記事項証明書(手続完了分)及び市長が必要と認める場合は建物に関する賃借権又は使用貸借による権利を有する者であることを証する書類

ウ 当該法人の登記事項証明書

エ 当該法人の定款

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 一般承継人が個人の場合

- ア 土地の登記事項証明書（相続手続完了分）及び市長が必要と認める場合は土地に関する地上権、借地権又は使用貸借による権利を有する者であることを証する書類
- イ 建物の登記事項証明書（相続手続完了分）及び市長が必要と認める場合は建物に関する賃借権又は使用貸借による権利を有する者であることを証する書類
- ウ 住民票の抄本又は謄本
- エ その他市長が必要と認める書類

3 法第67条第3項の規定により地位の承継の承認を受けようとする者は、地位の承継の承認申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人の場合

- ア 土地の登記事項証明書（手続完了分）及び市長が必要と認める場合は土地に関する地上権、借地権又は使用貸借による権利を有する者であることを証する書類
- イ 建物の登記事項証明書（手続完了分）及び市長が必要と認める場合は建物に関する賃借権又は使用貸借による権利を有する者であることを証する書類
- ウ 当該法人の登記事項証明書
- エ 当該法人の定款
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請者が個人の場合

- ア 土地の登記事項証明書（手続完了分）及び市長が必要と認める場合は土地に関する地上権、借地権又は使用貸借による権利を有する者であることを証する書類
- イ 建物の登記事項証明書（手続完了分）及び市長が必要と認める場合は建物に関する賃借権又は使用貸借による権利を有する者であることを証する書類
- ウ 住民票の抄本又は謄本
- エ その他市長が必要と認める書類

5 市長は、第1項の届出書及び第2項の申請書の提出を受けた場合において、法第67条第3項の規定により地位の承継を承認したときは、地位の承継の承認通知書(様式第12号)により、当該届出書及び当該申請書を提出した者に通知するものとする。

6 市長は、第1項の届出書及び第2項の申請書の提出を受けた場合において、地位の承継の承認をすることができないときは、地位の承継の承認ができない旨の通知書(様式第13号)により、当該届出書及び当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(事業認可の取消し)

第7条 市長は、法第69条第1項の規定により事業の認可を取り消すときは、事業認可取消通知書(様式第14号)により、認可事業者に通知するものとする。

(事業の廃止)

第8条 認可事業者は、法第70条第1項の規定により事業を廃止しようとするときは、事業廃止届出書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

付 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。